

○伊勢広域環境組合管理者の専決処分事項の指定に関する条例

平成 25 年 9 月 4 日

組合条例第 9 号

(趣旨)

第 1 条 この条例は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号。）第 180 条第 1 項に規定する管理者において専決処分することができる事項の指定に関し必要な事項を定めるものとする。

(専決処分の範囲)

第 2 条 管理者の専決処分することができる事項を次のとおり定める。

(1) 支払督促に係る訴えの提起、和解及び調停に関する事項。

(議会への報告)

第 3 条 管理者は、前条の規定により専決処分を行ったときは、これを次に開かれる議会に報告しなければならない。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。